

## 第2回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和4年4月7日(月) 午後1時30分～午後3時35分
2. 会 場 黒潮町役場大方本庁舎 3階 委員会室
3. 出席委員 **【農業委員】**(9人)  
2番 野坂賢思、4番 山下理恵、6番 金子俊博、7番 橋田美和、  
8番 伊芸精一、9番 松本昌子、11番 酒井幸男 12番 福留康弘  
14番 吉尾好一  
**【推進委員】**(7人)  
1番 大石正幸、2番 弘瀬正彦、3番 若藤陽介、4番 宮川建作、  
5番 小橋誠一、6番 尾崎澄夫、7番 西村節男  
(事務局：事務局長 渡辺、書記 藤本)
4. 欠席委員 **【農業委員】**(5人) 1番 小谷健児 3番 江口千寿 5番 濱口佳史  
10番 垣谷征志 13番 ハジィフ泉、
5. 議事日程
  - (1) 出席委員の確認及び議事録署名人の指名
  - (2) 各議案の審議  
議案第1号 農地法第3条許可申請(農業委員会会長許可)について(5件)  
議案第2号 農地法第5条許可申請(県知事許可)について(1件)  
議案第3号 非農地証明願いについて(2件)  
議案第4号 形状変更に関する届け出(1件)  
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業地利用集積計画の決定
  - (3) その他の討議・報告事項について

議長　それではただいまから第1回目の議案に入りたいと思います。

それで今日欠席者、ちょっと多いですが、〇〇君とそれから〇〇さん、〇〇君、〇〇さん、それから〇〇さん、5名が欠席ということになっておりますが、会の方にはなんとか成立をしておるようでございます。それで町の議事録署名人ですが、〇〇さんと〇〇君に議事録書名人お願いしたいと思います。

それではさっそく議事に入りたいと思います。

それじゃあ議案第1号、農地法第3条許可申請につきまして5件出ておりますが、1番の方から事務局の方より説明をお願いします。

事務局　それでは議案書の1ページ目をお願いします。議案第1号農地第3条の規定による許可申請5件です。

まず番号1番、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さん。申請地としまして黒潮町加持字王子ガ谷 畑、773 m<sup>2</sup>、黒潮町入野字山柵ノ木、畑、89 m<sup>2</sup>、同じく黒潮町入野字山柵ノ木、畑、138 m<sup>2</sup>です。

3ページ目からをお願いします。まず航空写真となっておりますが、大きく2カ所に分れております。早咲の奥にあります平成団地から見えます申請地1番と住所ではマル1番が加持ですね、2番3番が加持になります。

続きまして4ページ目がゼンリンの地図となっております。続きまして5ページ目が拡大の航空写真です。平成団地の高い所から両方の場所とも見えるんですけども、ほんとにちょっと山林になってるような場所になります。

続きまして6ページ目、7ページ目が構図となっております。

続きまして8ページ目が現況写真となっております。

すいません、マル2番と3番の現況写真が抜けてております、2、3のちょっと現況写真がないんですけど、この1番と同様にですね、ほんとに今山林となつて、もう大きな木が生えてる場所になります。

9ページ目が第3条調査書となります。こちらちょっと読み上げさせていただきます。議案第一号受付番号1番、譲受人〇〇さん。譲渡人〇〇さんです。まず第2項第1号の全部効率利用の面につきまして、譲受人の農地経営状況や農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを法的に利用できるものと見込まれます。農作業従事者としてご本人と子どもさんとなっております。所有機械としてトラクターが1台、軽トラが1台となっております。第2号農業生産法人以外の法人に関しましては、譲受人は個人であり適用はありません。第3号信託につきましては信託ではないので適応がありません。第4号農作業常時従事の面につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事するものと見込まれます。年間150日の農作業従事日数となっております。第5号下限面積につま

しては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、黒潮町の下限面積 30 a を超えております。今回の取得分を含めて、18462 m<sup>2</sup>となっております。

第 6 号転貸禁止につきましては、許可申請に係る農地は、譲渡人の所有農地であり、転貸には該当しません。

第 7 号、地域調和につきましては、所有権移転後は農地、畑として整備し、果樹を栽培する予定であり周辺農地への影響はないと考えられます。

事務局からは以上となります。

議 長 今事務局の方より説明がありましたが、担当委員さんの方で補足説明あればお願いします。

〇〇君、お願いします。

〇〇委員 まず 5 ページの写真の方見たら、場所が雑木林になっていて、もう分かりにくいということで、自分も行きましたけど、両方とも。下の方のとは一番下の右の下に家が見えるところですけど。

ほんで畑ですけどね、最初加持の方の字の王子カ谷の方を〇〇君のお母さんと〇〇さんがいところになるということで、そんで〇〇さんの土地をその王子カ谷の方へ分けてくれんか言うたら、そこもえいけど、ついでにいろんなところも一緒に買うてくれいということで、そっちも一緒に分けてくれんかと。ほんで畑になってますけどももう雑木林みたいになってるけど、将来的には開いてまた畑にしたい言うんで、そういうことです。

議 長 〇〇君の方からも説明がありました。この件につきまして何か質疑質問ある方、挙手願います。これ今写真で見ると限りでは山やけど、その開いて果樹植えるなっちょうけんど、可能ながやろうか。

〇〇委員 果樹を植えるということでそうやってやっています。

議 長 その自分で開いて果樹を植えると。

〇〇委員 雑木林やけん。

議 長 そうかそうか。何か他に質疑質問ありませんかね。〇〇さん。

〇〇委員 5 ページの写真のね、上のマル 1 の加持字王子カ谷、マル 1 の畑 773 m<sup>2</sup>やけんけど、これは山の中の方にあるけんこれ入っていく道らはあるでしょうか。

〇〇宮川委員 道らは昔歩いて行ったがですけど分からんですけどね。その近く隣の方も中澤さんの土地ということで。

〇〇委員 道がありゃあ入って行けるけどね。

議 長 たぶん昔は畑やったがと思う。

事務局 地目的にはこの辺り一帯が畑になっちょう。

議長 いいですかね、〇〇さん。他に。 〇〇君。

〇〇委員 5ページの写真のね、下の方です2番3番。これちょっと高速にかかるとこじゃないですか。田んぼの前を通るっていう話は聞いたけどね。

議 長 高速道路の予定地になっちょうがここ。なっちょうが？

〇〇委員 予定地じゃないけど、ちょうど間のはっちゃんの家屋があるはね。あれの前側の一段高い所あるやんか。

〇〇委員 その2番3番のところ一段高い所で、ちょうどこれ高速がかかるとこと思うけど。その下の方ちょっと畑じゃないけど、そこらじゃないろうか？

議 長 直接はかからんが？  
(会場よりかからんとの声あり)

議 長 譲受人がそれ承知で譲るいうがやったら問題ないはね。

議 長 他にはありませんかね。  
ないようでしたら承認を受けたいと思います。  
3条許可申請のこの1番につきまして、承認をされます方は挙手願います。  
挙手全員です。1番につきましては承認をされました。  
続きまして3条許可申請の2番願います。  
〇〇さんちょっと退席願います。  
(〇〇委員退席。)

事務局　　ちょっと初めての方もいらっしゃると思いますが、ちょっと説明します。3条許可申請以外にも農地転用にかかる利害関係者になる方が、この議論にちょっと審査に関われませんので、今回その申請者として〇〇さんがあがってきてますので、ちょっと今回は、この議案のみちょっと席を外していただくということになってます。引き続き1ページをお願いします。

番号2番、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さんです。申請地としまして黒潮町馬荷字松ノ本、畑、188㎡です。10ページからお願いします。

まず航空写真ですけども、場所が福堂の方になりまして、馬荷をずうっとまっすぐ奥へ入って行って福堂の集会所のある所を左へ曲がっていく場所になります。ちょっと川沿いのある田んぼとなっています。

次の11ページがゼンリンの地図となっています。

12ページが拡大の航空写真です。ちょっと見た目田んぼなのですが、地目は畑となっているようです。

続きまして13ページが構図となっています。

続きまして14ページが現況写真です。

続きまして15ページが第3条調査書となっておりますので、また読み上げさせていただきます。議案第1号、受付番号2番、譲受人、〇〇〇〇さん。譲渡人、〇〇〇〇さんです。第2項第1号、全部効率利用の面につきまして、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。農作業従事者としてご本人と奥様となっております。所有機械として、トラクター1台、コンバイン1台、田植え機1台、軽トラ1台となっております。第2号農業生産法人以外の法人につきましては、譲受人は個人であり適用はありません。第3号信託につきましては、信託ではないので適用がありません。第4号農作業常時従事につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事するものと見込まれます。年間300日の農作業従事日数となっております。第5号下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30aを超えております。今回の取得分を含めて25.361㎡となっております。第6号転貸禁止につきましては、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には該当しません。第7号地域調和の面につきましては、所有権移転後は、野菜の栽培を予定しており、周辺農地への影響はないと考えられます。

事務局からは以上です。

議長　　今事務局の方から説明がありました。担当委員さんの方で補足説明があれば、はい、〇〇さん。

〇〇委員 16 ページを見てください。該当するところは赤線、この土地ですけど、〇〇さんはこの右側、どう言ったらいい。手前と奥の田んぼ、これが〇〇さんの田んぼです。だからその間にあるということで、荒れちゃったところを畑にするということで別段問題はないと思います。

議 長 田んぼにするのがじゃなく畑でするん？

〇〇委員 予定はウンボはめて、ちょっと段差が 50cm ばあある。

議 長 段差あるが？

〇〇委員 それをとって田んぼにしようか言いようけど、その土をどこに持って行くかと聞いたら、上の田んぼへ入れる言うけん、それは無理やないかとは二人で現地で話したがやけど。どうするかは、作ることは間違いない。

議 長 現状は畑ということですね。

〇〇委員 うん、現況はね。

議 長 今、〇〇さんの方からも特に問題ないと思うということでございますが、何かこの件につきまして質疑質問ある方は挙手願います。

(質疑等なし。)

ないですかね。それでは承認を受けたいと思います。第 3 条許可申請の 2 番につきまして、承認されます方は挙手願います。

挙手全員です。

また推進委員の方は議決権がありませんので、挙手はせんで構いません。農業委員のみで議決になってますんで。

それでは 2 番につきましても承認をされました。

議 長 それでは農地法第 3 条許可申請の 3 番につきまして事務局の方へ説明をお願いします。

事務局 また 1 ページをお願いします。

第 3 条許可申請、番号 3、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さんです。申請地としまして黒潮町加持字寺中 977 番、畑、148 m<sup>2</sup>です。

16 ページからお願いします。まず航空写真となっております。場所なんです、加持の奥にどんどん入って行ってですね、加持本村の集落があるところにちょっと小高い山になっている場所があります。そちらの南側のこうちょっと斜面のような場所となっております。地目上は畑です。

17 ページがゼンリンの地図となっております。

18 ページが拡大の航空写真です。この地区のその田んぼはですね、全て圃場整備を来年、再来年にかけて実施をしていくエリアとなっております。

19 ページが構図となっております。

20 ページ 21 ページが現況写真となっております。こちらがですね、小高い山になってまして、写真にちょっと藪を刈り取ったような切ったものが見えてると思います。すごい木が生い茂っちゃったがを草刈して、こういう状態にしたらしいです。取得後はここにですね果樹などを植えたいということでおっしゃってありました。

22 ページが第3条調査書となっておりますので、読み上げさせていただきます。議案第1号、受付番号3番、譲受人、〇〇さん。譲渡人、〇〇さんです。第1号の全部効率利用の面につきまして、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。農作業従事者としましては、ご本人となっております。所有機械としまして、トラクター1台、コンバイン1台、田植え機1台、軽トラ1台となっております。第2号農業生産法人以外の法人につきましては、譲受人は個人であり適用はありません。第3号信託につきましても適用がありません。第4号農作業常時従事につきまして、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事するものと見込まれます。年間150日以上農作業従事日数となっております。第5号下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30aを超えております。今回の取得分を含めて12.073㎡となっております。第6号転貸禁止につきましては、許可申請にかかる農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には該当しません。第7号地域調和につきましては、所有権移転後は果樹の栽培を予定しており、周辺農地への影響はないと考えられます。

事務局からは以上です。

議 長 今事務局の方より説明がありました。担当委員さんの方で補足説明が。  
〇〇君どうぞ。

〇〇委員 18 ページの方ですが、2枚田んぼがあるんですが、毎年この田んぼで営業するんで、この土地を自分で刈って借り飛ばしていただくんですけど、〇〇君の方はもうこっちの方こんで実家における状態で管理をようしないということで、〇〇さんの方からもあれやけん分けてもらえんかいうたらかまんいうことで。手続きや

らはそれはもう〇〇さんが毎年やってるいうことでした。あとはもう果樹をする  
いうことで問題ないかと思います。

議 長 〇〇君の方から説明がありましたが、これは〇〇君、この山みたいになっちょ  
うけんど、これはそのどんな？山なん、公園みたいになっちょうけんどなんか。

〇〇委員 公園じゃなくて下は田んぼやけどね、上は昔畑やったと思うんですけど。

議 長 これはおんなじ人の名義になっちょうわけ？これは法ではないがやね、山の方  
ではないがやね、畑ながやね。

〇〇委員 畑、上の方も。

議 長 いや上じゃなくて今回のこの申請の。畑？

〇〇委員 畑。

事務局 畑ですね。

議 長 ほしたら上には問題ないわけやね。何か、この件につきまして質疑質問ある方  
挙手願います。

(質疑等なし。)

ないですかね。ないようでしたら承認を受けたいと思います。

3条許可申請の3番につきまして承認をされます方は挙手願います。

挙手全員です。3番につきましても承認をされました。

続きまして3条許可申請4番、事務局の方より願います。

〇〇君、当事者やね。

(〇〇委員退出。)

事務局 それではまた1ページをお願いします。

農地法第3条許可申請4番、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さんです。  
申請地としまして黒潮町入野字柳、田、1560㎡となっております。

23ページからをお願いします。こちら航空写真になっております。場所としまして、  
旧の国道からですね、お店のパレスがあると思いますが、そこを入れて行って、ちょ  
っとこう裏手になっている所です。奥に大方中学校が見えているという場所になりま  
す。



24 ページがゼンリンの地図となっております。

続きまして 25 ページが拡大の航空写真です。かなり広い田んぼになっております。

26 ページが構図となっております。

27 ページが現況写真です。この後ろ奥に見えているのが大方中学校となります。

28 ページは第 3 条調査書ですので、読み上げさせていただきます。議案第 1 号、受付番号 4 番、譲受人、〇〇さん。譲渡人、〇〇さんです。第 1 号の全部効率利用の面につきまして、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。農作業従事者としてご本人となっております。所有機械としましては、トラクター 1 台、管理機 1 台、コンバイン 1 台、軽トラ 1 台、田植え機 1 台となっております。第 2 号農業生産法人以外の法人につきましては、適応がありません。第 3 号信託につきましても適応がありません。第 4 号農作業常時従事につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事するものと見込まれます。年間 300 日の農作業従事日数となっております。第 5 号下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、黒潮町の下限面積 30a を超えています。今回の取得分を含めて 5.103 m<sup>2</sup>となっております。第 6 号転貸禁止につきましては、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には該当しません。第 7 号地域調和につきましては、所有権移転後は引き続き水稻の耕作を予定しており、周辺農地への影響はないと考えられます。

事務局からは以上になります。

議 長 今事務局の方より説明がありましたが、担当委員さんの方で。〇〇さんどうぞ。

〇〇委員 25 ページを見てもらったら、田んぼがきれいに耕作されているような感じはあります。また酒井さんの方も今この土地を買って同じように米を作っていくということで別に問題はないとは思いますが。

議 長 現在もこの〇〇くんが作りようが？

〇〇委員 他の人が作ってまして。でそこをもう他の人がもうよう作らんかもしれんいうがで〇〇さんがこう言うて、〇〇さんが作っていくと。

議 長 今から？

〇〇委員 今から。

議 長 今までは他の人が作りよったが？

小橋委員 はい。

議 長 今〇〇さんの方からも別に問題はないということでございました。何かこの件につきまして質疑質問がある方挙手願います。  
(質疑等なし。)

議 長 特に今まで通り田んぼとして〇〇君が作るということでございますが、ないですかね。ないようでしたら承認を受けたいと思います。  
3条許可申請の4番につきまして、承認をされます方、挙手願います。  
挙手全員です。4番につきましても承認をされました。

議 長 それでは3条許可申請5番につきまして事務局の方より説明をお願いします。

事務局 また1ページをお願いします。

農地法3条許可申請の5番です。譲渡人、〇〇〇〇さんです。譲請人、〇〇〇〇さんです。申請地としまして黒潮町加持字浦松、田、684㎡。黒潮町加持字三島、畑、287㎡となっております。

29ページからをお願いします。こちら航空写真となっております。まず真ん中辺りに申請地1番、下の方に申請地2番となっております。

続きまして30ページが申請地1番の方のゼンリン地図です。

続きまして31ページが申請地2番のゼンリン地図となっております。

続きまして32ページが拡大の航空写真です。

33ページが申請地2番の拡大の航空写真となっております。

続きまして34、35ページが構図となっております。

続きまして36ページが1番の現況写真となっております。

続きまして37ページが申請地2番の現況写真となっております。

それでは38ページの第3条調査書を読み上げさせていただきます。

議案第1号、受付番号5番、譲受人、〇〇さん。譲渡人、〇〇さんです。第2項第1号の全部効率利用につきましては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。農作業従事者としてご本人と叔母さんとなっております。所有機械としまして、トラクター1台、管理機1台、コンバイン1台、軽トラ1台、田植え機が1台となっております。第2号農業生産法人以外の法人につきまして、適応はありません。第3号信託につきましても適応はありません。第4号農作業常時従

事につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事するものと見込まれます。年間 200 日の農作業従事日数となっております。第 5 号下限面積につきましても、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、黒潮町の下限面積 30a を超えています。今回の取得分を含めて 6.647 m<sup>2</sup> となっております。第 6 号転貸禁止につきましても、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には該当しません。第 7 号地域調和につきましても、所有権移転後も引き続きこれまで同様の耕作、水稲、野菜栽培を予定しており、周辺農地への影響はないと考えられます。

事務局からは以上です。

議 長 今事務局の方より説明がありましたが、担当委員さんの方で補足説明があればお願いします。はい、〇〇さん。

〇〇委員 昨日〇〇さんにお会いしてきました。〇〇さんとは親子関係になるそうです。それで所有権移転後は、自分の食べるお米は自分で作りたいと〇〇さんは言うておりましたので、いいんじゃないかなとは思いますが。今は〇〇さんが、加持の川向こうの方ですよね、自分の農地は作ってくれようようですけど、この後はまた〇〇さんが作るという予定だそうです。それで畑の方も 37 ページ見てもらえたら分かるように、大草にはなっておりませんので、続けていってくれると思います。若い人らがこうやって作ってくれるということはいいいんじゃないかなと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長 今、〇〇さんの方でも説明がありました。現在は〇〇さんの方が田んぼとして作りようということですが、所有権移転後は〇〇さんがお米を作ると、また畑も耕作するということですが、何かこの件につきまして質疑質問ある方挙手願います。  
(質疑等なし。)

議 長 ないですかね、特に問題ないとは思いますが。いいですかね。それでは承認を受けたいと思います。

3 条許可申請の 5 番につきまして承認をされます方は挙手願います。

挙手全員です。5 番につきましても承認をされました。

それでは議案第 2 号、農地法第 5 条許可申請につきまして 1 件出ております。事務局の方へ説明をお願いします。

事務局 2 ページをお願いします。

議案第2号、農地法第5条、転用を目的とした農地の権利移動の規定による許可申請です。番号1番、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、こちらはですね、持分2分の1ずつとなっております。〇〇〇〇さん。同じく〇〇さんでご夫婦となっております。申請地としまして黒潮町佐賀字ホソ田、田、332㎡、理由としまして居宅新築のためとのことです。39ページからをお願いします。こちら航空写真となっております。佐賀小学校と佐賀中学校がありますが、その佐賀小学校の前ですね。今日の佐賀の保育所の建物がありますけれども、そのすぐ前の田んぼということになります。

40ページがゼンリンの地図となっております。

続きまして41ページが拡大の航空写真です。

続きまして42ページが構図となっております。

そうですね、43ページが土地利用計画と排水の計画図となっております。こちらまず排水の方なんですけども、まずその雨水がですね雨どいで集積しまして、その上の方に載ってます3カ所です、集積して、排水管、地下に通っている排水管を流して家の前の側溝に流すということです。生活排水も同様に浄化槽から側溝へ流すこととなっております。敷地内は碎石を敷きまして、特に造成などは行わないとのことです。

44ページが現況写真となっております。こちらがその周りの田んぼから一段上がっておりますが、ちょっとかさ上げして畑として利用していた土地のようです。

こちらですね、まず資金計画につきまして、〇〇〇〇となるようです。隣接農地については全て同意済みで、第3種農地となるようです。

事務局からは以上です。

議長 今事務局長の方より説明がありました。担当委員さんの方で補足説明あればお願いします。これ〇〇さんですかね。お願いします。

〇〇委員 昨日申請地見てきたわけですが、先ほど事務局が説明があったようにもう何十年と前にここ田んぼ、埋め立てをして擁壁も綺麗にコンクリートでやって埋め立てをして現在畑として、田んぼですが畑として使っております。それで柿の木とか、現在は梅の木、柿の木と梅の木が植わっています。それで41ページをちょっと見てもらいたいんですが、41と42ページ、この写真の下の左側へ車が何十台か停まっておりますが、ここはJA佐賀支所の集荷所の近くです。それでここに田んぼがありますが、田んぼは〇〇くんというこの方がほとんどこの辺の田んぼを現在耕作しております。それで42ページの申請地の下に906-1ですかね、〇〇いうてそこに名前が入っておるんですが、〇〇君に色々聞いたがですが、この申請がでしようがということで。影響があらあせんかと思うて。耕作者に聞いたがですが、これ〇〇となっておりますが、本人の土地じゃあないようです。聞いたら。

なんか土地は耕作はこの辺しようけんど、土地はここに僕の土地じゃないということ申請者に言うたがですが、それで耕作者にも同意が欲しいということで判は押したいということです。それでここ今先ほど説明したように、もう何年か前から擁壁もついてきれいに埋め立てもして、その一段田んぼよりだいぶたこうになっしょう、耕作者が同意があればそんなに影響はないがじゃないろうかと思ったわけですが。報告としては以上です。

議 長 今、〇〇さんの方からも説明がありましたが、何か5条ですんで、これは自分の土地ではないということ。ゆくゆくはもう自分の土地となるわけ？

事務局 所有権移転もします。取得費としてこの金額が。

議 長 分かり次第ということですよ。

事務局 そうですね。

議 長 何かこの5条許可申請。〇〇さんどうぞ。

〇〇委員 これいつ頃これ造成したんですかね。

〇〇委員 いつ頃かちょっと僕分からんけどもうだいぶ前と思う、恐らく旧佐賀町時代と思うんどうが。

〇〇委員 これだけ擁壁して開けて、田で使うという自体がちょっとおかしいと思うんやけど。田では使えんわね、これじゃあ。

〇〇委員 水がのらんけん。畑として形状変更の手続きをしちよるかどうか、それは分からんけんども、どんなにしちよるか、現在の畑として。

議 長 それは旧佐賀町のとき？

〇〇委員 佐賀町の時代よね、合併前の。

事務局 形状変更については、遡れるだけ遡ってみたがですけどね、ちょっと履歴がなく、ちょっと行政書士に聞いてもまだ分からないということだったので。なお事務

局の方で調べまして、もしないようやったら形状変更が必要ということは一言声かけせないかんかなとは思ってます。

議 長 地目上は今でも田になっちょう。

〇〇委員 造成してこれだけのことしとるんやから、畑として使うとか。

事務局 そうですね。

議 長 それは今のその建物を建てるにあたってのがよね今。周辺農地は全部あれやろか、そのいうたら承諾しちょうがやろうか。

事務局 周辺農地は承諾してます。

議 長 同意もろちょう言うた？

〇〇委員 〇〇君は、同意をしたということやったけど、所有者ではない。

議 長 その土地の所有者よね、にも同意もろちょうがやろうか。

事務局 ここはもろうてます。

議 長 そしたら問題ないね。

〇〇委員 排水なんかはね、この裏側の道路に裏側に水路があるがよ、大きな水路が。そこへ排水する。田んぼの方でなくても。

議 長 ここにほしたらあれがあるけど、ここが道になっちょうわけよね。

〇〇委員 道があって裏に水路が。

〇〇委員 このね 42 ページ、申請地のの上側に道がある、保育所がありますが、この保育所の南に水路の町道と水路がある。

議 長 現在この保育所はつこうてないわね。もう移転したけんね。

〇〇委員 伊与喜に移転したけんね。

〇〇委員 学童保育。

議 長 〇〇さん。

〇〇委員 この二人になっちゃうやいか。これどっちの名義になる？

事務局 二人の名義になります。

〇〇委員 家もほいたら二人。

事務局 おそらく、今こういうケースが多いみたいで、ご夫婦で半分ずつということのごく増えているようです。

議 長 そのこの辺りはなかなか個人ではなかなかどうするがということまでは言えんと思うけど、所有するにあたって二人でというあれやろね、たぶん。登記も二人になるがやろね。

事務局 そうですね。

議 長 今までにあんまりこういうあれはないでね。

事務局 そうですね、過去に1件ありましたね、5条で。ご夫婦でいうのは。

議 長 これはなお5条やけん県の方にもいくわね。町の方から県の方へ上がっていくと思うし、5条やったら。自分らとして承認をするかせんかやけんど、他にないかな。はい、〇〇君。

〇〇委員 42 ページですよ、〇〇さんは〇〇さんで、〇〇さんいうて名前がでてくる、この方は？

〇〇委員 この方は所有者、〇〇さん。

議 長 所有者。

事務局 ○○さんが所有者、地権者です。

○○委員 作りようがは○○さんいうがは全部作りよう、周り。

○○委員 この辺は○○さんがほとんど。

議 長 両方に同意はもろうちょうと、そういうことよね、所有者にももろうちょうし。耕作者にももろうちょうと、そういうことよね？

○○委員 先日やったかね、高台のアンケートの結果が広報と一緒に配ってきたけど、やっぱ佐賀地区ではちょっと土地が少ないいうか、前回も何回か前にも家を建てたいいうあれがあったけど、やっぱこう津波のことはあるけど、やっぱぼつぼつそういう平地でも家を建てたいという希望は多い。

議 長 保育園は高台へ移転したり、またはここはここへ新築するいうがもちよっと考えることは考えるけど。

○○委員 今でもいっぱい家増えよう。

○○委員 43 ページのですけどね。道路を横切って側溝に向こう側にあるでしょ。道路を舗装するがやろか。

議 長 そこ辺りは言うたら、水道屋さんがとかがきれいに切って土管なりこう埋めるがやろうと思うけど、排水については、何かもう他にないですかね。ないようでしたら承認を受けたいと思います。

この5条許可申請につきまして、承認をされます方は挙手願います。

挙手全員です。

5条許可申請につきましても承認をされました。

続きまして議案第3号、非農地証明願について2件でております。事務局の方より1件目から説明をお願いします。

事務局 2 ページをお願いします。

議案第3号非農地証明願、2件です。まず番号1番、願出人、○○○○さん。願出地としまして黒潮町市野瀬字マルヤマ、田、175 m<sup>2</sup>。同じく市野瀬字ウチガサコ、田、138 平米。同じく市野瀬字ウチガサコ、畑、89 m<sup>2</sup>。願出理由としまして昭和



45年頃まで耕作していたが、その後は50年以上耕作していないため、現在は山林となっている、とのこと。

45ページからお願いします。まず航空写真になりますが、右側に見えるのが市野瀬の集落です。ここからですね、昔の旧道、片坂の旧道になるようです。もう今はほとんど使われてない道なんですけども、その中で昔は畑として使っていた場所ということ。

46ページがゼンリンの地図です。続きまして47ページ、拡大の航空写真となっています。

48ページと49ページが構図となっています。この47ページの航空写真で見ますと、申請地の1番が左端のちょっと途切れているもので、大きいその土地の塊がマル2とマル3になるようです。

続きまして50ページが現況写真となっております。ちょっとこう写真が一枚なんですけど、ここに写っているのがマル2、マル3で、ここの左側の道路の脇にですね、マル1番の申請地があります。事務局からは以上です。

議長 今事務局の方より説明がありましたが、担当委員さんの方で補足説明あればお願いします。〇〇さん。

〇〇委員 この45ページの写真を見てもろうたら分かるように、これ昔の旧の片坂の国道なんですよね。それであんま知っちゃう人おらんかもしれんけど、そしてこの白く見えちゃうところが現在の国道なんです。そして一番左の方にモーターがあります。この上りつめたところに。この頂の真下辺りなんです。昔はねこの旧道を通ってくるとこと、このモーターのきわをずっと歩いておりてくる道もありました。そこの旧道の脇の土地なんですけれども、50ページの写真見てもらったら分かると思いますけど、このような状態なんです全部が。周り全部がもう山になってます。そしてもうここは農地に戻すことは不可能だと考えました。〇〇委員も確認に行ったようですが、私も昨日 確認をしてきました。農地としての活用はできんと思います。よろしくをお願いします。

議長 今、〇〇さんの方からも説明がありましたが、農地としてはなかなか復元できにくいということですが、この件につきまして質疑質問ある方は挙手願います。はい、〇〇さん。

〇〇委員 これは、田んぼの端に道？えらいきれいな道があるが？

議長 今の片坂じゃなくて昔のと。

(会場よりそれぞれ声あり。)

〇〇委員 割合広いところもあるし。けんど上に歩けれんけん、ちょっと上で行き止まりみたいな。

議 長 昔の片坂いうたら。  
(会場よりそれぞれ声あり。)

〇〇委員 この近くでね、別の話になるけんど、イノシシの罾へ名札がないイノシシが暴れゆうことで見に行っただけど、ほんと何日か前にここに行ったがやけど。

議 長 ここ片坂昔のがはあれやったね、かくんと曲がったところがあったね、一回で切り替えれん。

事務局 この道ですか？

議 長 たぶんこの旧の片坂やと思う。切り返しが難しい道が、かくんと曲がったところがあった。そこら辺りやないろうか思うがやけど。  
(会場よりそれぞれ声あり。)

議 長 この非農地証明願について何かもう質疑ありませんかね。  
(質疑等なし。)

議 長 ないようでしたら承認を受けたいと思います。この非農地証明願の1番につきまして、承認をされます方は挙手願います。  
挙手多数です。  
非農地証明願の1番につきましては承認をされました。  
続きまして非農地証明願いの2番、事務局の方より説明願います。

事務局 また2ページをお願いします。非農地証明願、番号2番、願出人、〇〇〇〇さん。願出地としまして黒潮町浮鞭字東岩田、畑、145㎡です。願出理由としまして昭和50年に居宅を新築し、現在宅地となっているとのことです。  
51ページからをお願いします。こちら航空写真です。そうですね、浮鞭の上の集落になるんですけども、またカリト坂ですかね、をまっすぐ上がって行って、もうずうっとまっすぐ進んで行った場所です。  
52ページがゼンリンの地図となっています。

53 ページが拡大の航空写真です。家が密集している場所となります。

54 ページが構図となっています。

55 ページが現況写真となっております。こちらのですね駐車場とその家の建物を含むこちら一画の土地全体が今回の願出地となっています。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の説明が終わりましたが、担当委員さんの方で補足説明あれば。  
〇〇さん。

〇〇委員 このね、55 ページを見たら分かるがね。車があってその奥に電柱がありますがね、ここのここは前から車庫兼用と倉庫としてずうっとあったがやけん、ここの町道を〇〇さんという人と息子さんが亡くなって、もう何年なるか、亡くなってもうほとんど空き家みたいになってまして、これがちょっと叔父さんになるこの〇〇さんの叔父さんになる関係で、この〇〇さんが上川口にいうところに結婚して、そこでこの息子さんがインターネットかな、をちょっとしたいけん言っておったけど、そこでは電波が届かないがでここを改築してここへ住みよるけど、おったりおらんかったりやけん。ほとんど分からんがよ。

議 長 現在はもうけんど農地ではないということよね。

〇〇委員 門もあって、ほとんど倉庫も建つんだけど、入り口が便利が悪かったけん、乱したという。

議 長 これは舗装はしちょう、碎石なが、碎石をうちょうが？

事務局 そうですね、碎石です。  
(会場より何かしら声あり。)

議 長 もうこれは。これ非農地証明願いいうことやけんそのおるおらんじゃなくて、もう農地としてできるかどうかという。もう非農地みたいなもんよね。

〇〇委員 自分が記憶にある以前にそういうあれになっちゃった。

議 長 もう大分前からもう家が建っちゃったと。そういうことよね。もう何十年よね。何か質疑質問ありませんかね。  
(質疑等なし。)

議 長 ないようでしたら承認を受けたいと思います。  
非農地証明願の2番につきまして、承認をされます方举手願います。  
举手全員です。非農地証明願いの2番につきましても承認をされました。  
続きまして議案第4号形状変更に関する届け出の方法として、これには1件と  
なっておりますが、当日資料でもう1件ありますので2件。1番よりお願いします。

事務局 2ページをまたお願いします。議案第4号、形状変更届です。まず番号1番、届  
出人、〇〇〇〇さんです。届出地としまして黒潮町入野字平成、畑、5.166㎡とな  
っております。届け出理由としまして、園芸施設建設のためということです。

56ページからをお願いします。まず航空写真となっております。場所としまし  
ては、平成団地を上がって行くところの広い畑となっております。

57ページがゼンリンの地図となっております。

58ページが拡大の航空写真です。

続きまして59ページが構図となっております。続きまして60ページが図面となっ  
ております。この図面のですね、ちょっと上半分と下半分でちょっと形状変更の案を  
2案持たれているようです。一応今原則考えているのが、上の方に書かれている案と  
なっているようです。その平面の図面の方を見ていただくと、まずこの場所がです  
ね、南側向きと西向きに3%の勾配がついているようです。それをですね、横から見  
ると、この真横の図面、左の上の図面ですね、約2.5mの差があるとのこと。それ  
でこれをですね、その下にあるようにフラットにしたいということのようです。フラ  
ットにしてハウス、キュウリの水耕栽培をしていきたいということと言われておりま  
した。ここが〇〇〇〇さんが借りている場所となっております。

61ページが現況写真です。事務局からは以上です。

議 長 今事務局の方で説明がありました。担当委員さん、〇〇さんですかね。

〇〇委員 56ページ、57ページ、58ページ、真ん中のちょっとしかないんですが、これは  
59ページの方が正解だと思います。

議 長 これ平成団地？

事務局 平成団地です。

〇〇委員 4月に〇〇委員と〇〇さんで現場を見たんですけども、この58ページの貸し出  
しのところ上側に〇〇さんが水耕栽培でキュウリを作ってます。〇〇さんがこの

下側通って同じように水耕栽培でキュウリを作りたいということで、〇〇さんに貸してくださいということで、借用の許可をとって、整地は〇〇さんがするそうです。以上です。

議 長 今、〇〇さんの方からも説明がありましたが、〇〇さんが水耕栽培で、キュウリです。キュウリのハウスを作りたいということでございますが、〇〇さんはもう辞めちやうがやね。

事務局 そうですね。

〇〇委員 果樹を作ってハウスをやりよったがやけど、果樹やったらその水の流れがこう斜面やったらいいけん。水耕栽培やったらフラットがいい。フラットにしたい、片一方に水が溜まるからということで、フラットにしたい。

議 長 〇〇さんいうのは息子さん？上の方でやりようがをもう一つやると、そういうことやね？この形状変更につきまして、何か質疑質問はありませんか。  
〇〇さん。

〇〇委員 今、赤い囲いのある隣に倉庫があるはね、倉庫もこれ勾配あったかね？

〇〇委員 倉庫はね、あっこは聞いてなかったがやけど、手前の方のハウス、果樹やるとこ、あっこは勾配があるんで、そこは直す。  
(会場より何かしらの声あり。)

〇〇委員 ここは昔のハウスがあるもんね？  
(会場より何かしらの声あり。)

議 長 千両のとこじゃあないがやない、下っ側やろ？下やろ？  
(千両のところとの声あり)

〇〇委員 下が倉庫がある。

議 長 今、〇〇さんがキュウリやりようやんか。あれの下側やないが？下側やろ？

〇〇委員 上側に〇〇さんが。

議 長 ○○さんが貸すがよ。  
そんで作るがは○○さん。もう一つ上でキュウリ作りようけんど。下でもう一つハウスを作ると、そういうことなが。結構広いはね、5千なんぼやけん。  
(会場内にてそれぞれに声あり。)

議 長 5千何㎡やけん、結構広いはね。  
(会場内よりそれぞれに話しあり。)

事務局 この3つ並んでるところの全部が該当地です。

議 長 この58ページのがの全部。3つ。  
何かないですかね、もう。ないようでしたらこの形状変更願いに承認を受けたいと思いますが、承認されます方、挙手願います。  
挙手多数です。  
形状変更願いの1番につきましては、承認をされました。  
続きまして、議案第4号の当日資料がありますがね。急遽。

事務局 議案第4号の形状変更届け、追加議案と書かれたものです。

議 長 事務局の方より説明をお願いします。

事務局 議案第4号、形状変更届です。届出人、○○○○さん。届出地としまして黒潮町出口字ヨツヅジ、畑、300㎡です。届け出理由としまして、既存の畑の利便性向上のためとのことです。

次のページからをお願いします。三浦小学校の前にある墓地のすぐ側のある畑ながですけれども、こちらの畑を側を町道が通ってるんですが、その町道と高さを同じにして、使い易くしたいということのようです。

2ページがゼンリンの地図となっています。

3ページが拡大の航空写真です。この囲んでいる場所の右側を道路が通っているんですけれども、今ですなその道路のすぐ左側、ここは駐車場として墓地にお参りに来た方の駐車場として利用されています。で今回のその該当の場所がちょっと高くなっていますので、そこをちょっと土を掘り下げて同じ高さにして使いたいということのようです。そして、そこで掘削した土はですな、この該当の場所の上の方、これが一段下がってるんですけど、そこにちょっと埋め戻しをしたいということのようです。

4ページが構図となっています。

5 ページからが現況写真となっております。まず5 ページが道路側の方から見た写真です。ここが道路とその手前にある畑はほぼ同じ高さです。でそこからは約1 メーターぐらい上がってるので、それをちょっと掘り下げたいということです。

6 ページ目が墓地の方から見た写真です。ごめんなさい、ちょっとこれが線がまた間違ってます、そうですね、3 ページを見ていただいたら分かりますように、道路から1 区画おいてその次が届け出地となっているので、すいません6 ページ、この道路から見てちょっとこう間があってその向こうに該当の場所があります。

7 ページが三浦小学校の側、この町道の下側の方から見た写真です。その上の高くなっているところ掘り下げて、下の方に一段低くなっているんですが、そこに埋め戻しをするような形で土を持っていくということのようです。

事務局からは以上です。

議長 今事務局の方で説明がありました。これは〇〇君のところの隣の辺りやったね。前に出ていた。

〇〇委員 今事務局から説明がありましたけどね、少し間違った説明でした。5 ページ見てもろうたら分かると思いますけど、5 ページの左側の方に高さ1 メーターというて書いてますが、その右側へ看板があります。その看板は駐車場用の看板ですが、その上に平らな赤線がありますけど、これは今説明ではここ崩すような話でしたけど、これはこのままです。その下へ半分から右側へ出たところへちょうど草がたこうに立っちょうところだと思いますが。これが今言った形状変更したいという土地です。実はこの所有者がもう20 年以上前から放棄してまして、この住宅地へ5 件地権者があるんですけど、その内の3 件が農地を所有しています。それにこの草種が年がら年中飛んできて、なんともならんということで実はその地主さんも迷惑かけるからなんとかしたいというようなことで、できたらこれをその手前の畑と同じ高さに落として、下へいうたらちょうど3 段あるんですけど、3 段目が一番広くて、この土量がぼっこり入るような状態になってるんです。でその下を3 件関係者があるんですけど、3 件ともがもしものことがあったら場合に備えて了解取りに行ったら承諾してくれてということです。いうたら地主の人は全然今んとこ問題ないです。

議長 以上ですかね。

〇〇委員 特に6 ページですけど、今8m いうて書いてますが、これは全然関係ないところです。それ残すところですので。その奥側にちょっと見にくいと思いますけど、草

がいっぱい生えてますが2m以上の高さで。そこを削りようことみたいで。で右側へあるのは出口地区の防災倉庫です。

議 長 これの奥側の草のところを削ると。

議 長 今、〇〇君の方からも説明がありましたが、何かこの件につきまして質疑質問ある方、挙手願います。  
(質疑等なし。)

議 長 現在はもうここほとんど荒らしちょうはね。

〇〇委員 荒らしちょう。もう20年ぐらい放置しちょう。

議 長 何かありませんかね。この形状変更の後は畑として利用すると。そういうことで。ですが、何か質疑ありませんかね。  
(質疑等なし。)

議 長 ないようでしたら承認を受けいと思います。  
形状変更願ひ届けの2番につきまして、承認をされます方挙手願います。  
挙手全員です。形状変更願ひの2番につきまして承認をされました。  
議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業地利用集積計画の決定について、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 こちらの横刷りの今日お配りした用紙をお願いします。

議 長 これ議案4号になつとる、5号に訂正しとってください。

事務局 5号ですね、すいません。  
(会場内で訂正についての話あり。)

事務局 議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。  
1ページ目からお願いします。

まず整理ナンバー4の1、大方4の1、貸付人、〇〇〇〇さんです。借受人、公益財団法人高知県農業公社、となっております。設定期間が令和4年4月8日から令和14



年2月7日までです。場所がですね、田野浦の字西間、現況畑、で面積1483㎡、10a辺りの借り賃が〇〇円となっております。

続きまして大方4の2、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人が同じく高知県農業公社です。期間もですね、先ほどのものと全く同じです。こちら面積が905㎡、10アール辺りの借り賃が〇〇円です。

続きまして大方4の3、〇〇〇〇さん。借受人が同じく高知県農業公社となっており、期間も全く同じです。場所としまして出口のシंगाイとなっています。面積810㎡、10a辺りの借り賃も全く同じです。

これらがですね、一括して高知県農業公社が借り受けをしてですね、この下の赤字で書いておりますが、〇〇さんと利用権を設定するということになっています。右の方に再設定で再と書いておりますが、これらはこれまでと同様に引き続き同じ契約をするということで再となっております。

続きまして2ページ目をお願いします。

整理ナンバー大方4の4、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、先ほどと同じく高知県農業公社です。設定期間としまして令和4年4月8日から令和19年4月7日まで。場所としましては入野の字山手が2カ所できてます。内容としましては、施設野菜ニラとなっております。こちらはですね、その赤字のところなんですが、農業公社と利用者を設定したあとに、〇〇さん、新規就農の方になりますが、この方と利用権を設定するというので。右の端の方を見ていただくと分かるように、先ほどは再設定だったんですが、今回は新規の設定ということになります。

続きまして3ページ目をお願いします。先の2ページは申し上げたように高知県農業公社がその間、仲介してお借りしてですね、借りた方にお貸しすると、いうたら中間管理をする利用権の設定の仕方となります。で今度は、この3ページ目は相対と呼ばれる設定方法で、当事者同士が利用権設定をするというものです。

順番にいきます。大方4の5、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さんです。期間としまして令和10年5月の10日から令和11年5月9日、ちょうど一年となります。こちらがですね、昨年度中に〇〇さんが設定された7年ぐらい設定された土地があったがですが、1年延長ということで期間を伸ばしたと、そういう契約になるようです。

続いて4の6も同じく〇〇さんとの利用権設定で1年間延長の分になります。

大方4の7、〇〇〇〇さん。

同じく大方4の8、〇〇さん。借受人が同じく〇〇、〇〇さんです。期間としまして令和4年5月1日から令和9年4月30日まで。こちらの2筆で〇〇さんも、新規の就農になるので、今回初めて設定するということになります。

大方4の9、〇〇〇〇さん。同じく大方4の10、〇〇〇〇さん。借受人が〇〇〇〇さんとなっております。こちらが2筆で期間がですねちょっと異なるがですが、令和

4年4月1日から14年3月31日までと令和5年3月31日までとなっております。こちらにも新規の設定となっております。

今回の設定面積は合計で16,468.00㎡ということで出てきております。

事務局からは以上です。

議 長 今事務局の方より説明がありました。この利用権の設定につきまして何か。小橋さん。

〇〇委員 3ページの〇〇さんのこの今倉さんに貸すのがポンカンなっちょうがやけどキュウリの間違いじゃないでしょうか。

議 長 さっきでちよったとこ？

事務局 ポンカンで書いてますね。

議 長 ポンカンになっちょうね、ポンカンになっちょうけんど。

事務局 ただそうですね、先ほどの形状変更がキュウリでできちよったので、恐らく書き間違いだと思いますが、ちょっと確認しておきます。  
(会場内でそれぞれに声あり。)

議 長 さっきの土地のどこじゃろ？形状変更になった。多分それはキュウリやと思うけど。多分キュウリの間違いやと。形状変更でちよったあそこと思うけど。

事務局 これまでがポンカンを作りよったということですね。

議 長 これからけんどこれは令和4年から令和5年になっちょうけんど。までは、ポンカンを作るということながやろうか？この利用権の設定で。どんながやろうか、たった1年ということはないろうと思うけんよ。

事務局 そうですね、恐らく。  
(会場内より何かしら声あり。)

議 長 まあ10年ぐらいはあらあね。これはポンカンで利用権の設定を、その水耕のあれができるまでということにしちよっかがやろか？

事務局 恐らくそうだと思いますね。

議 長 ポンカンをあと1年ぐらいはかかるろうけん、ポンカンで利用権の設定をしちよって、その後キュウリの水耕栽培の施設を作ると、そういうことながやろうか？

事務局 そうやと思います。

議 長 何か他にないですかね。ほとんどがもう新規もあるけど再設定がありますんで、利用権の設定については特に問題ないと思いますが、なければ承認を受けたいと思いますが、いいですかね。  
(質疑等なし。)

議 長 この利用権の設定につきまして承認をされます方は挙手願います。  
挙手全員です。  
議案第5号につきましても承認をされました。  
これで議案終わりかね。

事務局 そうですね。

議 長 一旦記録を止めたいと思います。

(午後3時35分終了)